

令和2年 第6回 安中市農業委員会会議録

1 開催日時 令和2年6月25日(木) 午後1時30分～午後3時07分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉 壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	16番 上原 見徳	17番 竹内 佳重	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 安中市登録空家等に付随する農地の指定申請について

日程第 7 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第6号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の設定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上原 充	庶務兼農業振興係長	山田 幸則
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和2年第6回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたし

ました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、それでは8番、磯貝俊夫委員・16番、上原見徳委員両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。10ページを御覧ください。

令和2年5月25日開催の第5回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係1件、5条関係19件につきましては、令和2年6月16日付で許可書を交付いたしました。

11ページを御覧ください。現況証明の5月分の取扱いについてですが、3件、3筆の申請があり、転用許可の目的どおり使用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

続きまして、別紙でお配りしたA4で1枚紙の令和2年度第6回総会報告案件一覧を御覧ください。群馬県農業会議の第3回常設審議委員会が6月16日に前橋市の農協ビルで開催され、竹内会長が出席いたしました。全国農業委員会会長大会が6月2日に東京都で予定されていましたが、こちらにつきましては新型コロナウイルスのため中止となりました。

また、令和2年第2回安中市議会定例会が6月2日から6月18日までの間開催されました。一覧のとおり報告が6件、議案が9件提出されました。第56号議案が修正された上、9件の議案全てが採択されました。

報告につきましては以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 6月19日、今月19日に承認されました申請面積1,000平米以上の現地調査の結果につきましては、5条20番の案件を除きまして、特段指摘されるような事項は見当たりませんでしたので、ご報告させていただきます。なお、

5条20番の申請につきましては、過去の経緯状況を含め、後ほどご説明をさせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年6月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は議案書1ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

16番。

16番委員 16番です。議案第1号の農地法第3条の規定により、番号1番です。〇〇の件なのですけれども、自宅と隣接している土地でありまして、耕作して、家庭菜園的な農業というか、野菜を作りたいということです。何ら問題ないと思われまので、審議の参考としてください。

以上です。

議長 ほかにございますか。

なければ、17番。

17番委員 3条の2番の件なのですが、これについてはこの土地は受け人の土地の真ん中にある土地でございまして、そこをもし5条でほかの人に売られると困るということでこれを買ったようでございます。そんなわけで、ほかの農地には問題ないので、本人も農業をいろいろやっていますので、問題ないと思われまので、よろしく願いします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ないようですので、ただいま意見がありましたので、お含みおきください。それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合には連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番の1件、以上合計3件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議について議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年6月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第2号、農地法4条の申請は議案書2ページ記載の2件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

5番。

5番委員 5番です。4条のまず1番なのですが、これは大規模に畜産業を営んでおるのでございます。道路の西側、東側、相当大きく畜舎があるわけですが、その今回は東側の畜舎の前に1棟、畜舎を増設したいというものであります。この一帯は申請者の土地が大部分ですので、他の農地に迷惑をかけるというようなことはございません。

それから、2番ですが、これは申請者の居住している自宅のすぐ前に畑が何枚もあるのですが、そこの一角に農業用の倉庫を建てたいということでありまして。それで、今区画のみ、鉄骨のみが残っている場所なのですが、農業用倉庫ということですし、また周辺、自分ちの農地でありますし、周りへの影響はないと考えられますので、転用は問題ないと考えております。

議長 ただいま委員から意見がありましたが、皆さん何かございますか。皆さんのほうから。ほかにございますか。

委員 なし。

議長 それでは、ただいま意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したい

と思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班と審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、3班に2番の1件、以上2件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 事務連絡がございます。5条の16番の案件につきまして、申請がありまして議案書のほうへ登載した後に、申請者本人のほうから議案を取り下げたいとの申出がありましたので、16番につきましては取下げということでご承知おきください。

それでは、議案第3号第5条の説明をいたします。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年6月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

続きまして、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和2年6月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第3号、農地法第5条の申請は議案書3ページから5ページ記載の19件、計画変更申請が議案書6ページ記載の1件です。受理した申請書は、5条20番の申請を除き、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。なお、5条20番の申請につきましては、過去の経緯を含め、後ほどご説明をいたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方お願いいたします。ないですか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号農地法第5条の5番ですが、こちらは周辺は既に宅地化が進んでおり、この農地の周りも全て宅地になっており、周辺農地への影響は少ないと考えられます。また、8番ですが、こちらも周辺は宅地化が進んでい

る地域でありまして、今回申請が上がっている土地も申請者の会社が所有している土地との地続きになり、周辺の農地への影響は少ないと考えるので、ご参考をお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の4番の場所ですが、北に道がありまして、この東に竹林がありまして、その竹がこの畑に入っていて、たまには通るのですけれども、畑だったと思うぐらいのところなのです。傾斜がかなりきついところなのです。この上に農地、南に宅地がありまして、これ工事するときに一筆入れておいてもらいたいののですけれども、雨水を気をつけるようにしておかないと、多分これ流れ出すのではないかなという感じの傾斜です。

続きまして、10番です。これは西に道がありまして、その南に太陽光がありまして、あとは周りがみんな耕作放棄してありまして、これも問題ないと思います。

12番です。〇〇の西、〇〇というのですか、の西になりまして、この周りがみんな宅地でありまして、残された畑がこれだけです。問題ないと思います。

14番です。14番は国道18号の〇〇のすぐ北です。その隣接しているところですが、これも問題ないと思いますので、審議の参考にしてください。

議長 ほかにございますか。

11番。

11番委員 11番です。3号5条関係の3番ですが、これは〇〇から東に500メートルぐらいのところなのですが、〇〇さんと5名で、身内でこれを相続したのですが、最近までは家庭菜園みたいな形でやっていたのですが、最近はもうできないということで、手前には太陽光もあり、特に他の農地に与える影響はないと思われまして、よろしくをお願いいたします。

それから、15番ですが、15番についてはやっぱり〇〇の東側の道路を碓氷川に向かって500メートルぐらい下って、碓氷川の手前200メートルぐらいのところがあるのです。これが、数年前に埋め立てした土地であり、これも他の農地に与える影響はないと思いますので、審査の参考にさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。5 条の 9 番です。転用目的が太陽光発電用地、そして申請が上がっております。対象地につきましては、山林と宅地に挟まれた土地でありまして、特に問題ないと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長 8 番。

8 番委員 8 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条関係の 1 3 番になります。こちらにつきましては、東側道路、南側道路、北側から南斜面になっておりますが、北側には山林、それから西側には畑ということでありまして、ほかの農地に与える影響はないと思われまので、審議の参考にお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。第 3 号議案の農地法 5 条の関係の 1 番と 7 番と 1 1 番の 3 件について説明をいたします。

1 番については、これ計画変更の 1 番に載っております同時提出でございますが、今までの宅地が 3 0 年以上前に宅地変更しまして、受け人のすぐ隣接する南の土地でございます。1 つの区画を半分に分けて、環境整備用地として申請が出ておりまして、これは特に隣接する農地にも問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、7 番です。駐車場用地として出ております農地ですが、耕作困難ということで、すぐ申請地の西側で事業を営む人が駐車場用地として買うということで、これは南に公道が入ってまして、北側は県道との間の細長い農地でございます。これも周辺農地には影響はないと思われま。

それと、1 1 番の土地でございます。これは、宅地分譲ということですが、周りに道路はないのですが、昔の家がありまして、それを全て取り壊して宅地と抱き合わせて農地を売るということで、これも周辺農地は影響はございませんので、全部ほとんど宅地に囲まれており、問題ないと思われまので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 6 番。

1 6 番委員 1 6 番です。議案第 3 号、農地法 5 条関係の 6 番ですけれども、これは東

側、北側と道路がありまして、その間に入っている土地なのですが、西側に若干家庭菜園的な畑があるだけで、周りに農地という農地はないので、周りの農地に影響はないと考えます。

続きまして、17番、18番、19番なのですが、これはもう1か所に立てば全部が見渡せるようなところなのですが、この見渡した限り農地は実際耕作している農地というのではないような場所ですので、問題ないと思われま。審議の参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、番号20番はかねてより問題のある土地の案件ですので、班に付託し、番号20番の案件については連合審査の審議にすることとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 また、審査班に付託した案件について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思います。これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から6番の6件、併せて計画変更1番の計7件、2班に7番から12番の6件、3班に13番から15番及び17番から19番の合わせて6件、以上合計19件を付託します。

なお、番号20番については連合審査で審議いたします。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2 : 10)

(書類審査)

(再開午後 2 : 42)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 5 番です。1 班に付託されました議案第 1 号の農地法第 3 条の関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書等に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2 班。

2 班班長 8 番です。2 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、2 番の 1 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 1 4 番です。3 班に付託された議案第 1 号農地法第 3 条関係は、3 番の 1 件であります。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであります。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 報告は終わりました。

これより議案第 1 号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第 2 号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 5 番です。1 班に付託された議案第 2 号、農地法 4 条の関係は、1 番、1 件

であります。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ありませんか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号のうち番号20番を除く案件に対する書類審査の結果について各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託されました議案第3号、農地法第5条の関係は1番から6番まで6件、併せて計画変更1番の計7件であります。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

しかし、4番の嶺の土地であります、斜面がきつく、竹林のところに水が流れるような構造になっておりますので、ひとつ工事をする際には水の関係を心

して作業していただいて、水路なり、水が下の市道に流れないような構造にしていただきたいと、議事録にひとつ残しておいていただきたいと思います。以上です。

議 長 2班。
2班班長 8番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は7番から12番の6件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。
3班班長 14番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、13番から15番並びに17番から19番の計6件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであります。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。以上。

議 長 報告が終わりました。
これより議案第3号のうち番号20番を除く案件に対する質疑を行います。質疑ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第3号のうち番号20番を除く案件に対する採決を行います。本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第3号のうち20番を除く農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号のうち20番の案件について連合審査により審議を行います。本案の審議の前に、詳細については事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号の20番の説明を行います。本案件につきましては、過去に大きな事件を起こした場所であり、汚泥流出により地域住民の生活に被害を及ぼし、現在まで問題が解決していない場所です。過去の経過については、別紙でお配

りしてあるとおりでございます。産業廃棄物が不法投棄されているこの場所については、慎重な対応が求められているため、事務局では県の産業廃棄物所管部署の廃棄物リサイクル課と農地法を所管している県農業構造政策課に連絡調整及び協議を行っている最中でございます。そのため今回の総会では結論を出さず、保留対応の検討をお願いしたいと考えております。その上で、県農業構造政策課と廃棄物リサイクル課との協議結果を踏まえ、次回の総会で提案をしていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより議案第3号のうち番号20番の案件に対する質疑を行います。質疑ないですか。

委 員 なし。

議 長 それでは、なければ質疑を打ち切ります。

それでは、議案第3号のうち番号20番の案件に対する採決を行います。

本案に対する連合審査の結果は保留であります。

お諮りします。本案について保留とする賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号の番号20番の農地法第5条の規定による許可審査については保留とすることに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、安中市登録空き家等に付随する農地の指定申請についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について。農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。

令和2年6月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農地取得下限面積（別段の面積）。農地法施行規則第17条第2項の適用について。区域、安中市〇〇ほか9筆。下限面積、1アール。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長 事務局。

事務局 空き家に付随する農地について補足説明をさせていただきます。別紙のほうで

調査票のほうをお配りしてあります。調査用紙のほうに大まかな位置等も記載した航空写真のコピーになるのですけれども、つけさせていただきました。オレンジ色に塗っているところが対象の農地になりまして、黄色に塗っているところが対象の空き家という形になります。

〇〇地区で2件、〇〇地区で1件、〇〇の地区で1件の申請が上がっております。〇〇地区の2件につきましては、申請人は亡〇〇相続財産管理人、弁護士の〇〇さん、こちらの方が申請人となっております。〇〇地区、2つに申請分かれておりますのは、それぞれ付随する登録案件が異なるためであります。

〇〇地区につきましては〇〇さんが本来の所有者であります、その任意後見人として〇〇さんが申請人であります。

〇〇につきましては〇〇さんが申請人となっております。

なお、〇〇の〇〇と〇〇については、現況が雑木林に近いものになっておりますが、売買の契約が成立した暁には伐採をすることを予定しています。なお、こちら空き家ということで売り出すわけではありますが、その金額には伐採の費用も加味した金額で募集をかけるというような形になっております。

以上です。

議 長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。

13番。

13番委員 13番です。21日に現地を見てまいりました。道路を挟んで峠にかかる右と左に2筆ずつある土地でありまして、農地として耕作するにはかなりの労力と努力が要ることを含みまして、それらを含んだ上でのことであれば承認結構でございます。

議 長 2番。

2番委員 2番です。この農地調査票を今見させていただいて、1番の案件の〇〇、〇〇に関しては、B、再利用が困難な荒廃農地という区分けがされているのですけれども、この辺の取扱いはどういうふうになっているのか、少し説明をしていただきたいと思います。

議 長 事務局。

事務局 本案件につきましては、売主のほうに確認いたしましたら、引渡しの際には抜根して農地に戻し、引き渡すということで、販売代金にその農地に復旧費が含

まれた上での売渡しになります。あと、今後このようなちょっと農地に復旧するのが大変な土地等がもし登録空き家に出てきた場合につきましては、その購入者が実際に3条申請をする際に開墾してまで使うかどうかというのが審査の対象になってくると思います。何筆か合わせて販売する場合に、この筆はちょっと難しいということであれば、下限面積は1アールですので、売主が承諾すれば、その部分だけ抜かして購入、3条申請をすることも可能になるというふうに考えております。

以上です。

議長 ほかにございますか。

11番。

11番委員 11番です。3番の〇〇の件です。これは、任意後見人が〇〇さんと、これは〇〇なのだと思います。特にこれは問題はないですね。いろいろ調べた結果、問題はございませんので、よろしくお願ひします。

議長 ほかにございますか。

14番。

14番委員 14番です。空き家に付随する農地の調査票の4番、〇〇の関係ですが、上2枚、〇〇と〇〇については近所の方が野菜畑で耕作しているので、恐らく荒廃農地の区分がAではないのではないかなという気がするのですが、耕作ありでしょう。

事務局 ちょっと耕作の様子が確認できませんので、Aということに。

14番委員 現地に行った。行って。

事務局 はい。

14番委員 去年ぐらいまでしか作っていなかったかな。

それと、〇〇の畑ですが、これがちょっと耕作放棄地の最たるもので、進入路も草が生えて、面積も小さいですので、でもまあ空き家に付随しているので特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について、農地の指定にすることに賛成の諸君の挙手を求

めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請については、原案のとおり農地の指定することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 今回の議案書では、番号12に株式会社〇〇という新規就農者が載っています。この会社について補足説明させていただきます。

この会社は、今年5月21日に設立した新しい会社として、グループ会社である株式会社〇〇が中心となって立ち上げました。もともと〇〇は、〇〇、〇〇の卸売市場で野菜のパッキングの下請をしておりましたが、農業分野に将来性を見出し、生産からまとめて行う体制にするため、新会社を立ち上げた次第です。現在〇〇市にある〇〇という農業生産法人の代表の方の下、若手の役員が現地でお手伝いをすることで農作業の指導を受けているとのこと。インターネットのSNSの情報によると、この〇〇はサツマイモ、トウモロコシ、オクラ、ニンジンなど数種類の野菜を生産しており、加工品として干し芋の販売も行っています。また、〇〇の社内にも農業高校出身で現役の農家の方がいらっしゃるため、指導を受けることができるそうです。本年度は、議案書に掲載されている安中市〇〇の農地でニンクのみ作付予定ですが、来年度からは〇〇の指導を生かし、トウモロコシ、サツマイモなどを導入したいとのことです。農機具等については現在購入を進めており、トラクター、動噴、種まき機、草刈り機等を所有しています。今後は、農業用倉庫や冷蔵庫等が導入する見込みとなっています。なお、販売ルートは既に確保しているとのことで、〇〇などを予定しているとのことです。

補足説明は以上となります。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和2年6月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書 8 ページ記載の 1 2 件です。

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いいたします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 5 号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第 8、議案第 6 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の括弧書きに規定する別段の面積の設定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号、下限面積（別段の面積）の設定について。「農業委員会の適正な事務実施について」（平成 2 1 年 1 月 2 3 日付け 2 0 経営第 5 7 9 1 号農林水産省経営局長通知）が、平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について、以下のとおり承認願いたい。

農地法施行規則第 1 7 条第 1 項の適用について。

方針。設定区域は、安中市全域、下限面積（別段の面積）3 0 アールとし変更は行わない。

理由。現在の農地基本台帳の資料を基に検討した結果、管内の農家で 3 0 アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の 4 割を超えているため。

令和 2 年 6 月 2 5 日、安中市農業委員会会長竹内佳重。

以上になります。

議長 説明が終わりました。

質問等あったらお願いいたします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに規定する別段の面積の設定については、原案のとおり決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和2年第6回安中市農業委員会総会を閉会とします。慎重審議をいただき、ありがとうございました。

時に午後 3時07分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和2年6月25日

安中市農業委員会会長

8番委員

16番委員